

平成 21 年 11 月 26 日

各 位

株式会社ワンダーテーブル
代表取締役社長 林 祥隆
(コード：9174、東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長 小石哲郎
(TEL. 03-3351-1151)

支配株主である株式会社ヒューマックスの完全子会社である株式会社クレディックスによる
当社株式に対する公開買付けに関する応募の推奨のお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の親会社である株式会社ヒューマックス（以下、「ヒューマックス」といいます。）の完全子会社である株式会社クレディックス（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者及びヒューマックスが、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社の自己株式を除く全株式を取得することを企図していること、並びに当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(平成 21 年 11 月 26 日現在)

(1) 名 称	株式会社クレディックス
(2) 所 在 地	東京都新宿区富久町 13 番 19 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 瑞禎
(4) 事 業 内 容	メディカル運営サービス業(自毛植毛を専門とするクリニックに対する財務会計サービス、広告・マーケティングサービス等の提供)、アミューズメント施設の開発・運営業及びリース業
(5) 資 本 金	5,593 万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 60 年 7 月 19 日
(7) 大株主及び持株比率	ヒューマックス 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者の完全親会社であるヒューマックスは、当社株式 20,330,000 株（発行済株式総数の 48.40%）を所有しております。

人 的 関 係	当社の取締役1名及び監査役1名は、公開買付者の取締役を兼任しており、上記2名及び当社の他の取締役3名は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスの取締役を兼任しております。また、当社の社員1名が公開買付者の取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。なお、公開買付者及び当社は、親会社であるヒューマックスから本社及び店舗が入居する建物等を賃借しております。また、当社は当社所有の建物の一部をヒューマックスに賃貸しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の親会社であるヒューマックスの完全子会社であり、当社と親会社を共通にする関連当事者であります。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社取締役会は、本公開買付けについて、平成21年11月26日開催の取締役会において、下記(2)記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者は、この度、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場している当社の発行済普通株式のうち、当社の自己株式及び公開買付者の完全親会社であるヒューマックスが現在所有している株式（なお、ヒューマックスは、下記のとおり公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しているとのことです。）を除く全ての発行済普通株式を取得し、ヒューマックスが引き続き所有する当社株式と合わせて、当社をヒューマックスの実質的な完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、公開買付者は買付予定の株券等の数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の数の合計が10,806,721株（平成21年9月30日現在の当社の発行済普通株式の総数（42,000,000株）から当社が所有する自己株式（56,560株）を控除した数（41,943,440株）に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）：25.76%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。))に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件（買付予定数の下限）を付しているとのことです。すなわち、本公開買付けを行った後において公開買付者が所有する当社の株式の数が、下記のとおり公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しているヒューマックスが引き続き所有する当社株式と

合わせて、31,136,721株（株式所有割合：74.24%）以上とならない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

公開買付者の発行済株式総数の100%を所有するヒューマックスは、本開示日現在、当社の普通株式を20,330,000株（株式所有割合：48.47%）所有しており、当社の親会社に該当します。なお、公開買付者は、当社株式を直接には所有していません。

また、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスは、本開示日現在所有する当社株式について、公開買付者との間で、平成21年11月26日付で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しており、本公開買付け後に実施することが予定されているヒューマックス、当社及び公開買付者が属する企業集団（以下、「ヒューマックスグループ」といいます。）における組織再編等を通じたグループ再編に関する検討を、公開買付者とともに進めているとのことです。

ヒューマックスグループは、“自由時間活用産業の分野において、お客様がそれぞれの感性に合わせて、貴重な時間を最大限活用していただくお手伝いをする”ことをミッションに掲げ、不動産部門、飲食・ホテル部門、文化・映像部門、スポーツ・ヘルスケア部門、アミューズメント部門、エンターテインメント部門、ファイナンス部門、海外部門の8つの事業分野に取り組んでいます。

ヒューマックスは、ヒューマックスグループの事業のうち不動産部門及びレジャー施設の運営並びにグループ全体の経営方針の管理を担う中核事業会社と位置づけられ、本開示日現在、首都圏を中心に、都市型複合商業施設である「ヒューマックスパビリオン」をはじめとする27棟のビルを開発・運営するとともに、自ら又は当社を含む関係会社を通じて、飲食店、映画館、ボウリング場、健康ランド、アミューズメント施設等の運営を行っております。

また、公開買付者は、ヒューマックスの完全子会社であり、ヒューマックスグループの事業のうちスポーツ・ヘルスケア部門を担う事業会社と位置づけられ、本開示日現在、メディカル運営サービス業（自毛植毛を専門とするクリニックに対する財務会計サービス、広告・マーケティングサービス等の提供）、アミューズメント施設の開発・運営業及びリース業を営んでおります。

さらに、当社は、ヒューマックスの上場子会社（東京証券取引所市場第二部上場）であり、ヒューマックスグループの事業のうち飲食・ホテル部門を担う事業会社と位置づけられ、平成21年9月末日現在、主たる事業である飲食事業においては、東京都内及びその近郊の繁華街、ビジネス街を中心に、イタリアン、和食、しゃぶしゃぶ・すき焼き、バー、海外ブランドレストラン、ドルチェショップ等の飲食店を68店舗経営するほか、惣菜及び菓子の製造販売を行っています。また、その他の事業として、ビジネスホテル1軒の経営、所有不動産（新宿区所在の地球会館）の賃貸及び飲食店のフランチャイズ事業を行なっています。

ヒューマックスグループは、現在、ヒューマックスグループ、とりわけ当社を取り巻く外食・ホテル産業における市場規模の縮小・消費者の低価格指向といった経営環境の急激な悪

化と、これらを背景とした当社の収益力低下への対応、及びヒューマックスグループに属する企業間において生じている事業の重複、経営資源の分散等といった状況の改善を経営課題として捉え、このような状況を改善するための一つの方策として、今後、公開買付者及びヒューマックスが保有しているレジジャー施設及びアミューズメント施設の運営事業を、アミューズメント部門及びスポーツ・ヘルスケア部門にまたがるヒューマックスグループのレジジャー施設運営事業の中核となる事業会社に集約する一方で、ヒューマックスグループの不動産事業をヒューマックスに集約し、ヒューマックスを事業持株会社とし、その傘下に部門毎の事業会社を配する等といった大規模なグループ再編を行う可能性をも視野に入れており、現在、ヒューマックスにおいて、中長期的なグループ戦略として検討しています。

上記の各課題の認識から、公開買付者及びヒューマックスは、当面は当社における機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とし、より中長期的には、ヒューマックスを軸として、各事業会社をそれぞれの専門分野に特化・集中させるべく、大規模なグループ再編及び管理部門の統合等を行い、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化と、グループ各社の企業価値の向上を図りたいと考えているとのことです。

しかしながら、公開買付者及びヒューマックスは、上記のような中長期的競争力の強化という観点からのヒューマックスグループの経営課題に対するグループ戦略や当社の現状を打開するための抜本的経営改善策は、必ずしも当初の想定どおりに収益に寄与するとは限らず、短期的にはさらに当社の業績を悪化させるリスクを伴うものであるため、上場企業である当社として重視すべき期間利益の最大化という課題と、時として両立困難となる可能性もあると考えているとのことです。そこで、公開買付者及びヒューマックスは、当社の非公開化が実現すれば、当社は、簡素化された株主構成の下、短期的な業績の変動に左右されることなく、抜本的経営改善策の遂行が可能となり、また、当社の資本構成が再構築されることで、ヒューマックスグループ企業間の連携、再編が容易となり、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化、当社を含むヒューマックスグループ各社の企業価値を向上させることが可能になるものと考え、当社に対し、本公開買付けの実施を提案したとのことです。当該提案においては、本公開買付けによって当社の資本構成が再構築された後の公開買付者、ヒューマックス及び当社間のグループ再編、ひいてはヒューマックスグループ全体の経営の最適化策については未定であり、これについては今後も引き続き慎重に協議・検討を行なった上で決定していくこととされておりますが、公開買付者及びヒューマックスは、例えば、組織再編等の手法を通じて、公開買付者や当社の資産管理等に係る事業の全部又は一部をヒューマックスに移管させる一方で、ヒューマックスからも一部事業を当社に移管させるなどの形でヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことを検討中であり、このような最適化策によりヒューマックスグループ各社の企業価値の向上が実現できるものと考えたことから、そのための第一歩として、当社に対し、本公開買付けの実施を提案したとのことです(以下、本公開買付けに始まる上記の一連の取引を総称して「本取引」といいます。)

当社といたしましては、上記のヒューマックスグループの経営課題は、当社との関係でも深刻な問題となって表面化していると認識しております。

特に、これらの経営課題の当社としての認識及びそれに対する見通し・対応のあり方についての当社の考え方は、以下のとおりです。

まず、経営環境の急激な悪化及び当社の収益力低下に関する対応です。昨年来、米国サブプライムローン問題に端を発した金融危機が实体经济に影響を及ぼし、特に秋口以降は輸出の急激な減少等により企業収益は著しく悪化し、雇用不安や消費低迷といった国内景気の後退を招き、外食産業では、ファストフード業態と当社の主力業態であるディナーレストラン業態及び居酒屋業態との間での業績格差が拡大しました。さらに、今年に入って、外食の手控えなどにより需要が減少する中、消費者の低価格志向は顕著となっています。また、ホテル産業においては、円高による外国人旅行客の減少に加え、春先には新型インフルエンザの国内発生による宿泊キャンセル等が増加しました。こうした事業環境の中、当社は、第4次中期経営計画「チャレンジ10」に基づいて、平成20年度には、不採算店舗の閉鎖と積極的な新規出店戦略を展開するとともに、お客様にリピートして頂ける店舗づくりを目指し、現場力（店舗オペレーション力）向上策を推し進める等、市場開拓と収益性の向上に努めてまいりました。しかしながら、金融危機による景気後退の影響等もあり、平成20年度は、既存店の売上が前期比マイナスとなったばかりか、新規に出店した10店舗も従来以上に厳しい立ち上がり直面しました。売上高11,234百万円（前期比1.2%減）、営業利益55百万円（前期比90.7%減）、経常利益24百万円（前期比95.8%減）と伸び悩む結果となり、さらに、不採算店舗の閉鎖にともなう解体費用や減損処理費用等を計上したことにより、平成20年度は169百万円の当期純損失（前期比228.7%減）となりました。また、平成21年度についても、平成21年6月30日付けでビリヤード場「サムタイム」に係る事業を第三者に譲渡する等の施策を講じておりますが、第2四半期累計期間においても143百万円の四半期純損失を計上するなど、引き続き厳しい業績となっております。また、不動産賃貸事業についても、所有不動産（地球会館）の老朽化から、事業継続のためには今後多額の投資、修繕費が必要となることが予想されます。

かかる状況から、当社としては、上記の厳しい経営環境が当面継続し、さらには、今後より一層悪化することも見据えておく必要があると考えております。そして、当社では、このような厳しい経営環境においても中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、主力事業である飲食事業へ経営資源を集中し、ブランド力及び現場力（店舗オペレーション力）のより一層の強化並びにこれらを支える人材の育成を図ると共に、第4次中期経営計画「チャレンジ10」を一旦見直し、不採算店舗の大規模な閉鎖やブランド変更、本社機能のスリム化や重点機能強化といった抜本的経営改善策を迅速に実施することが喫緊の課題であると認識しております。これらの経営改善策の実施には、相当額の投資や損失を計上することとなる可能性があり、必ずしも当初の想定どおりに収益に寄与するとは限らず、短期的には

さらに当社の業績を悪化させるリスクを伴うものであるため、上場企業である当社として重視すべき株式価値を毀損してしまうおそれがあります。

次に、ヒューマックスグループ内での事業の重複、経営資源の分散等に関する対応です。本来的には、ヒューマックスがヒューマックスグループにおける不動産事業の中核となる事業会社、当社がヒューマックスグループにおける飲食・ホテル事業の中核となる事業会社と位置づけられていながら、過去の事業展開における経緯等から、ヒューマックスにおいても、一部飲食店（タイ料理）の運営事業を行う一方で、当社においても、その簿価総資産額の2分の1弱に相当する額の不動産（地球会館）を所有しており、当社の売上高の一部には、当該不動産の賃貸によって得られる賃貸事業収入が含まれている状況です。このようなヒューマックスグループにおける所管事業のねじれを改善し、ヒューマックスグループに属する各事業会社における各本業への経営資源の集中を早急に推進する等により、各社における事業の効率化が促進され、ひいてはヒューマックスグループ全体の経営の最適化に資するものと考えられます。そして、ヒューマックスグループに属する当社としても、ヒューマックスグループにおける所管事業のねじれの改善にともない、当社が当社の経営資源を早急に飲食事業に集中するという抜本的経営改善策を行うことにより、当社の事業の効率化が促進され、当社の企業価値の向上に資するものと考えます。もともと、このようなヒューマックスグループ全体の経営の最適化を行うには、一定程度の費用と時間を要し、当社の企業価値が改善直後から向上することは確実ではないために、当社株主を短期的に不安定な地位におくことになってしまう可能性があると考えます。

このように抜本的経営改善策の実施等に伴って不可避免的に発生する短期的な業績悪化等のリスクを当社の一般株主の皆様には負わせる結果となることを回避するためには、本公開買付けの実施を契機として当社を非公開化し、当社の株主を公開買付者及びヒューマックスに限定することが合理的かつ最善の方策であると考えます。

以上より当社は、本日開催の取締役会において、後記「(3) 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載した協議及び検討を経たことを確認の上、本公開買付けが当社収益力の抜本的改善を図る本取引の契機となり、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）が妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、本公開買付けに応募されることを推奨することについて承認可決いたしました。

なお、当社は本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、(i)

平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することをあわせて決議しております。

(3)本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、当社の株式を直接所有しておりませんが、公開買付者の発行済株式総数の100%を所有するヒューマックスが、当社の普通株式20,330,000株（株式所有割合：48.47%）を所有する親会社であり、公開買付者及びヒューマックスは、当社に対して取締役及び監査役を派遣しております。このような状況を踏まえ、公開買付者及びヒューマックス並びに当社は、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

① 公開買付者及びヒューマックスにおける検討

公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付価格を決定するために、当社株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行なわれていることに鑑みて、当社の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移を検討したとのことです。それとともに、公開買付者及びヒューマックスが当社と協議・交渉を行い、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、当社の既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した本公開買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を検討した結果も踏まえて、本公開買付価格を135円に決定したとのことです。

本公開買付価格135円は、当社の普通株式の東京証券取引所における平成21年11月25日の終値（88円）に約53.4%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成21年10月26日から平成21年11月25日まで）の終値単純平均（90円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に50.0%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成21年8月26日から平成21年11月25日まで）の終値単純平均（91円）に約48.4%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成21年5月26日から平成21年11月25日まで）の終値単純平均（92円）に約46.7%のプレミアムを、過去12ヶ月間（平成20年11月26日から平成21年11月25日まで）の終値単純平均（89円）に約51.7%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、公開買付者及びヒューマックスは、両社及び当社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、28営業日（なお、金融商品取引法施行令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3

号に基づき平成21年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成21年12月29日及び同30日にも行われるとのことです。）としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社株主の皆様は本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しているとのことです。

また、公開買付者及びヒューマックスと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付価格の適正性は担保されていると考えているとのことです。

さらに、公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスが、その所有する当社株式20,330,000株（株式所有割合：48.47%）を本公開買付けに応募しないことを確約していることに鑑み、ヒューマックス及び当社以外の当社株主が平成21年9月30日現在所有している株式数（21,613,440株）の過半数に相当する数（10,806,721株）の応募がなければ本公開買付けが成立しない水準に買付予定数の下限を設定することにより、当社の株主の皆様を重視しているとのことです。

② 当社における検討

まず、当社は、公開買付者、ヒューマックス及び当社から独立した第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下、「アビーム」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書（以下、「本株式価値算定書」といいます。）を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。アビームは、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で当社株式価値につき分析しており、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値を算定しております。市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比準法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、当社の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれも本株式価値算定書における当社の株式価値を算定する手法として採用しております。なお、アビームはDCF法による算定にあたって、平成22年3月期の業績予想については、平成21年10月9日に当

社が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された売上高102億円、営業利益60百万円を、その後については、先行きの不透明感、下振れ懸念はあるものの、当社が提出した現行の中期経営計画である「チャレンジ10」の計画値（平成23年3月期売上高120億円、営業利益700百万円、平成24年3月期売上高130億円、営業利益1,000百万円）を前提とし、本取引後のシナジー効果を見込んでいないスタンダードアローンベースでの評価を行っております。

本株式価値算定書における各手法による当社の株式価値算定結果は、市場株価法では87円から92円、類似会社比準法では34円から63円、DCF法では108円から145円となっております。なお、市場株価法では、平成21年11月25日を基準として、東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の出来高加重平均及び終値単純平均を基に算出しております。

また、公開買付者、ヒューマックス及び当社から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

さらに、当社取締役会は、平成21年10月28日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者、ヒューマックス及び当社から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者、ヒューマックス及び当社から独立性を有する長政勉氏（三井住友海上火災保険株式会社の執行役員業務監査部長等、三井住友海上きらめき生命保険株式会社専務取締役及び特別顧問等を歴任し、現在当社社外監査役となっております。）、金村正比古氏（平成2年に弁護士登録を行い、現在鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業買収・再編等を専門としております。）及び落合稔氏（公認会計士2次試験合格後、米国系監査法人に勤務し、その後現在の株式会社タカラトミーの専務取締役CFO等を務め、現在明治大学専門職大学院専任教授として、経営戦略会計等を専門としております。）の3氏を選定しています。なお、上記のとおり長政勉氏が当社の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買付者、ヒューマックス及び当社との間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、当社は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、①本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引により当社の企業価値が向上するか、②本公開買付け価格の公正性が確保されているか、及び③本公開買付けが公正な手続を通じて、ヒューマックスを除く当社株主（以下、「当社少数株主」といいます。）の利益に配慮されているかを第三者委員会に対し諮問することを決議しました。そして、第三者委員会は、平成21年11月5日より同年11月24日まで合計5回開催され、当社取締役会からの諮問事項である上記3点に関し、慎重に

検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から本公開買付けの背景、検討状況及び当社の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、アビームが当社に対して提出した本株式価値算定書を参考にするとともに、アビームから当社の株式価値評価に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、平成21年11月26日に、①本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引は中長期的な当社の企業価値の向上に資するものであること、②本公開買付け価格は妥当であること、及び③本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引の公正性には特段の疑義はなく、当社少数株主の利益に配慮されていると判断し、当社取締役会が、本公開買付けについて賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、当社取締役会に対して、その旨の答申を行っております。

その上で、当社取締役会は、アビームより取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年11月26日開催の当社取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともにヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、本公開買付け価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由により、当社取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議しました。また、当社監査役のうち林瑞禎を除く全員が、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、林瑞禎は、公開買付者及びヒューマックスの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から当該取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には、一切参加しておりません。

なお、当社代表取締役会長の林瑞祥はヒューマックスの代表取締役社長を兼任しており、また、当社取締役の林瑞峰は公開買付者及びヒューマックスの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。他方、当社代表取締役社長の林祥隆は、ヒューマックスの非常勤取締役を兼任しておりますが、公開買付者又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加しておりません。また、当社取締役の林光男は、ヒューマックスの取締役を兼任しておりますが、林瑞祥及び林瑞峰と比べ、ヒューマックスの代表権を有しない点や公開買付者の役員を兼任していない点で、公開買付者又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する関与の程度は低くなっております。

平成21年11月26日開催の当社取締役会においては、法務アドバイザーと協議の上、会社法第369条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、公開買付者又はヒューマックスの取締役を兼務している上記の当社取締役4名のうち林祥隆及び林光男は、本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引に関する審議及び決議に参加しておりますが、利益相反回避の観点から、当社としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずは秋元巳智雄及び小石哲郎の2名の取締役により審議及び決議を行った上で、林祥隆及び林光男を含む4名の取締役によりあらためて審議及び決議を行うという2段階の手続を経ております。具体的には、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて、まず秋元巳智雄及び小石哲郎の2名の取締役のみによる審議を経て、その全員一致でこれを承認する決議を行った上で、その後に林祥隆及び林光男を含む4名の取締役であらためて審議を行い、その全員一致で承認する決議を行っています。

但し、当社取締役会では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、当社の全取締役及び全監査役に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされており、上記の審議及び決議に参加していない取締役及び監査役に対しても、本取引に関連する十分な情報提供はなされております。

なお、本開示日現在、公開買付者又はヒューマックスは、本公開買付けが成立した場合に当社の役員体制を変更するかということに関し、具体的に決定した事項はないとのことですので、当社としては、現役員体制が維持されることを想定しております。

また、公開買付者及びヒューマックスと当社とは、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っていません。

(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、ヒューマックスが現在所有している当社の普通株式を除く当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、ヒューマックスが現在所有している当社の普通株式を除く当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続により、当社少数株主に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、ヒューマックスが現在所有している当社の普通株式を除く当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得する予定であるとのことであり、当社もこれに協力する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者及びヒューマックスは、①当社

において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の普通株式全部（但し、自己株式は除きます。）の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること、並びに上記①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定であるとのことであり、当社もこれに協力する予定です。なお、公開買付者及びヒューマックスは、上記の株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

公開買付者及びヒューマックスによれば、上記各手続の実施時期については未定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式（但し、自己株式は除きます。）は、全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には、当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本開示日現在未定ですが、公開買付者及びヒューマックスは、当社に対して、公開買付者及びヒューマックスが合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全部を所有することになるよう、公開買付者及びヒューマックス以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。上記手続に関連する当社少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合又は公開買付者以外の当社株主の株式所有割合

等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、当社少数株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及びヒューマックスが当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全部を所有することになることを予定しておりますが、その場合の具体的な手続については、公開買付者及びヒューマックスと協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載したところに従い、公開買付者及びヒューマックスが当社全株式（但し、自己株式を除きます。）を取得する一連の手続を予定しておりますので、その場合には、当社の株式は上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することは出来ません。

(6) 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引により、当社の普通株式は上場廃止となりますが、当社取締役会は、公開買付者及びヒューマックスによる上記取引が実現すれば、当社の企業価値向上の観点から有益であると考え、本公開買付けに賛同の意を表明しました。また、当社は、本公開買付け価格が当社の株主にとって上記「(3) 本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、公開買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、上記「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社の普通株式に代わる対価として、現金の交付を受ける機会を当社株主に提供しつつ、当社を非公開化とすることを企図しています。

3. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスとの間で、平成 21 年 11 月

26 日付でヒューマックスがその所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しているとのことです。

当該契約の概要は以下のとおりであり、ヒューマックスによる本公開買付けへの応募を可能にする条項は、一切含まれていないとのことです。

①公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付けが、公開買付者がヒューマックスの所有に係る当社普通株式（20,330,000 株）及び当社の所有に係る当社普通株式を除く当社普通株式の全てを取得し、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図ることにより、ヒューマックスグループ各社の企業価値の向上を図ることを目的とするものであることを相互に確認する。

②ヒューマックスは、その所有する当社株式（20,330,000 株）を本公開買付けに応募しないことを確約する。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は、当社の株式を所有していないので支配株主に該当しませんが、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスは当社の支配株主であり、当社としては、本取引は実質的に支配株主との取引等に準じるものと考えて、対応しております。当社では、取締役全員が当社株主全体の利益を図ることを基本方針として意思決定を行い、独立性を確保することを、当社における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針としております。本公開買付けに関して、当社は、上記「2.（3）本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置を講じており、かかる指針に適合していると考えています。

9. その他

当社は、平成 21 年 11 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条

件に、平成 22 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 22 年 3 月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び株主優待制度を廃止することを決議しております。詳細については、平成 21 年 11 月 26 日付開示の「平成 22 年 3 月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社ワンダーテーブル株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照下さい。

平成 21 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 : 株式会社 クレディックス
代表者名 : 代表取締役社長 林 瑞禎
問合せ先 常務取締役 乙骨 義男
TEL 03-3351-1541

株式会社ワンダーテーブル株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社クレディックス（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 11 月 26 日開催の取締役会において、株式会社ヒューマックス（以下、「ヒューマックス」といいます。）が現在所有している株式会社ワンダーテーブル（東証 2 部 コード番号：9174）（以下、「対象者」といいます。）の普通株式を除く株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的として、公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、この度、東京証券取引所に上場している対象者の発行済普通株式のうち、対象者の自己株式及び公開買付者の完全親会社であるヒューマックスが現在所有している株式（なお、ヒューマックスは、下記のとおり公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しています。）を除く全ての発行済普通株式を取得し、ヒューマックスが引き続き所有する対象者株式と合わせて、対象者をヒューマックスの実質的な完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、公開買付者は買付予定の株券等の数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の数の合計が 10,806,721 株（平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済普通株式の総数（42,000,000 株）から対象者が所有する自己株式（56,560 株）を控除した数（41,943,440 株）に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）：25.76%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。））に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件（買付予定数の下限）を付しております。すなわち、本公開買付けを行った後において公開買付者が所有する対象者の株式の数が、下記のとおり公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しているヒューマックスが引き続き所有する対象者株式と合わせて、31,136,721 株（株式所有割合：74.24%）以上とならない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

公開買付者の発行済株式総数の 100%を所有するヒューマックスは、本開示日現在、対象者の普通株式を 20,330,000 株（株式所有割合：48.47%）所有しており、対象者の親会社に該当します。なお、公開買付者は、対象者株式を直接には所有しておりません。

また、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスは、本開示日現在所有する対象者株式については、公開買付者との間で、平成 21 年 11 月 26 日付で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しており、本公開買付け後に実施することが予定されているヒューマックス、公開買付者及び対象者が属する企業集団（以下、「ヒューマックスグループ」といいます。）における組織再編等を通じたグループ再編に関する検討を、公開買付者とともに進めております。

なお、対象者によって公表された平成 21 年 11 月 26 日付「支配株主である株式会社ヒューマック

スの完全子会社である株式会社クレディックスによる当社株式に対する公開買付けに関する応募の推奨のお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、公開買付け及びヒューマックスより、対象者をヒューマックスの実質的な完全子会社とすることで、対象者における機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ヒューマックスグループにおいて、ヒューマックスを軸とした大規模なグループ再編等を行い、ヒューマックスグループ全体の経営を最適化し、中長期的にヒューマックスグループ各社の企業価値の向上を図るために、本公開買付けを行う旨の提案(当該提案内容の詳細は、後記「(2) 本公開買付けの目的及び背景」をご参照下さい。)を受けたことから、これを慎重に協議及び検討した結果、平成21年11月26日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者によって公表された平成21年11月26日付「平成22年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、同日付で、本公開買付けが成立することを条件に、(i)平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することをあわせて決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

ヒューマックスグループは、“自由時間活用産業の分野において、お客様がそれぞれの感性に合わせて、貴重な時間を最大限活用していただくお手伝いをする”ことをミッションに掲げ、不動産部門、飲食・ホテル部門、文化・映像部門、スポーツ・ヘルスケア部門、アミューズメント部門、エンターテインメント部門、ファイナンス部門、海外部門の8つの事業分野に取り組んでいます。

ヒューマックスは、ヒューマックスグループの事業のうち不動産部門及びレジャー施設の運営並びにグループ全体の経営方針の管理を担う中核事業会社と位置づけられ、本開示日現在、首都圏を中心に、都市型複合商業施設である「ヒューマックスパビリオン」をはじめとする27棟のビルを開発・運営するとともに、自ら又は対象者を含む関係会社を通じて、飲食店、映画館、ボウリング場、健康ランド、アミューズメント施設等の運営を行っております。

また、公開買付者は、ヒューマックスの完全子会社であり、ヒューマックスグループの事業のうちスポーツ・ヘルスケア部門を担う事業会社と位置づけられ、本開示日現在、メディカル運営サービス業(自毛植毛を専門とするクリニックに対する財務会計サービス、広告・マーケティングサービス等の提供)、アミューズメント施設の開発・運営業及びリース業を営んでおります。

さらに、対象者は、ヒューマックスの上場子会社(東京証券取引所市場第二部上場)であり、ヒューマックスグループの事業のうち飲食・ホテル部門を担う事業会社と位置づけられ、平成21年9月末日現在、主たる事業である飲食事業においては、東京都内及びその近郊の繁華街、ビジネス街を中心に、イタリアン、和食、しゃぶしゃぶ・すき焼き、バー、海外ブランドレストラン、ドルチェショップ等の飲食店を68店舗経営するほか、惣菜及び菓子の製造販売を行っております。また、その他の事業として、ビジネスホテル1軒の経営、所有不動産(新宿区所在の地球会館)の賃貸及び飲食店のフランチャイズ事業を行なっております。

ヒューマックスグループは、現在、以下の2点を経営課題として捉えております。

1点目は、ヒューマックスグループ、とりわけ対象者を取り巻く外食・ホテル産業における、ここ数年間の市場規模の縮小、収益性低下等の著しい経営環境の悪化への対応であります。特に、米国サブプライムローン問題に端を発した昨年秋口以降の金融危機が実体経済に影響を及ぼした結果、企業収益は著しく悪化し、雇用不安や消費低迷といった国内景気の後退を招き、外食産業では、フ

ファストフード業態と比較的高単価のディナーレストラン業態との間での業績格差が拡大しました。さらに、今年に入ってから、新型インフルエンザの感染拡大により、外出を控える傾向や海外旅行客の宿泊キャンセル等が増加し、対象者を取り巻く外食・ホテル産業に著しい影響を及ぼしております。これに対し、対象者は、第4次中期経営計画「チャレンジ10」に基づいて、平成20年度には、既存店における現場力向上策、不採算店舗の閉鎖及び積極的な新規出店戦略等を実行し、市場開拓と収益性の向上に努めてまいりました。しかしながら、金融危機による景気後退の影響等もあり、平成20年度は、既存店の売上が軒並み前期比マイナスとなったばかりか、新規に出店した10店舗も従来以上に厳しい立ち上がりに直面したため、売上高11,234百万円（前期比1.2%減）、営業利益55百万円（前期比90.7%減）、経常利益24百万円（前期比95.8%減）と伸び悩む結果となり、さらに、不採算店舗の閉鎖にともなう解体費用や減損処理費用等が多額に上ったことから、平成20年度は169百万円の当期純損失（前期比228.7%減）を計上することとなりました。また、平成21年度についても、平成21年6月30日付けでビリヤード場「サムタイム」に係る事業を第三者に譲渡する等の施策を講じておりますが、第2四半期累計期間においても、143百万円の四半期純損失といった状況であり、引き続き厳しい経営環境に直面しております。かかる状況から、上記の厳しい経営環境が当面継続し、さらには、今後より一層悪化することも見据え、主力事業である飲食事業へ経営資源を集中し、ブランド力の強化や売上高の確保、コスト削減といった抜本的な経営改善策をより迅速に実施することが、引き続き必要不可欠であると考えています。

2点目は、ヒューマックスグループに属する企業間において生じている事業の重複、経営資源の分散等といった状況の改善であります。上記のとおり、本来的には、ヒューマックスがヒューマックスグループにおける不動産事業の中核となる事業会社と、対象者がヒューマックスグループにおける飲食・ホテル事業の中核となる事業会社と位置づけられていながら、過去の事業展開における経緯等から、ヒューマックスにおいても、一部飲食店（タイ料理）の運営事業を行う一方で、対象者においても、その簿価総資産額の2分の1弱に相当する額の不動産（新宿区所在の地球会館）を所有しており、対象者の売上高の一部には、当該不動産の賃貸によって得られる賃貸事業収入が含まれている状況です。このようなヒューマックスグループにおける所管事業のねじれを改善し、対象者における飲食事業への経営資源の集中を早急に推進する等により、ヒューマックスグループに属する各事業会社における事業の効率化が促進され、ひいてはヒューマックスグループ全体の経営の最適化に資するものと考えられます。このような経営の最適化のひとつとして、今後、ヒューマックス及び公開買付者が保有しているレジャー施設及びアミューズメント施設の運営事業をアミューズメント部門、スポーツ・ヘルスケア部門にまたがるヒューマックスグループのレジャー施設運営事業の中核となる事業会社を集約する一方で、ヒューマックスグループの不動産事業をヒューマックスに集約し、ヒューマックスを事業持株会社とし、その傘下に部門毎の事業会社を配する等といった大規模なグループ再編を行う可能性をも視野に入れており、現在、ヒューマックスにおいて、中長期的なグループ戦略として検討しております。

上記の各課題の認識から、公開買付者及びヒューマックスは、当面は対象者における機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とし、より中長期的には、ヒューマックスを軸として、各事業会社の専門性に特化・集中させるべく、大規模なグループ再編及び管理部門の統一化等を行い、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化と、ヒューマックスグループ各社の企業価値の向上を図りたいと考えております。

しかしながら、公開買付者及びヒューマックスは、上記のような中長期的競争力の強化という観点からのヒューマックスグループの経営課題に対するグループ戦略や対象者の現状を打開するための抜本的経営改善策は、必ずしも当初の想定どおりに収益に寄与するとは限らず、短期的にはさらに対象者の業績を悪化させるリスクを伴うものであるため、上場企業である対象者として重視すべ

き各期利益の最大化という課題と、時として両立困難となる可能性もあると考えております。そこで、公開買付者及びヒューマックスは、公開買付者による対象者の非公開化が実現すれば、対象者は、簡素化された株主構成の下、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築することが可能となり、上記のヒューマックスグループの経営課題に対するグループ戦略や対象者の現状を打開するための抜本的経営改善策の実施が容易になるだけでなく、対象者の資本構成が再構築されることで、ヒューマックスグループ企業間の連携を行いやすくなり、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図り、ひいては対象者を含むヒューマックスグループ各社の企業価値を向上させることが可能になるものと考え、対象者に対し、本公開買付けの実施を提案しました。当該提案においては、本公開買付けによって対象者の資本構成が再構築された後の公開買付者、対象者及びヒューマックス間のグループ再編、ひいてはヒューマックスグループ全体の経営の最適化策については未定であり、これについては今後も引き続き慎重に協議・検討を行なった上で決定していくこととしておりますが、公開買付者及びヒューマックスは、例えば、組織再編等の手法を通じて、公開買付者や対象者の資産管理等に係る事業の全部又は一部をヒューマックスに移管させる一方で、ヒューマックスからも一部事業を移管させるなどの形でヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことを検討中であり、このような最適化策によりヒューマックスグループ各社の企業価値の向上が実現できるものと考えたことから、そのための第一歩として、対象者に対し、本公開買付けの実施を提案した次第です（以下、本公開買付けに始まる上記の一連の取引を総称して「本取引」といいます。）。なお、本開示日現在、公開買付者及びヒューマックスにおいて、本公開買付けが成立した場合における対象者の役員体制の変更に関し、具体的に決定した事項はありません。

そして、対象者としても、上記の厳しい経営環境が当面継続し、さらには、今後より一層悪化することも見据えておく必要があると考えており、このような厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策を実施することが喫緊の課題であるとともに、ヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことで、ヒューマックスグループに属する対象者の事業の効率化が促進され、対象者の企業価値の向上に資するものであると考えている一方で、このような抜本的な経営改善策の実施や、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化に伴って不可避免的に発生する短期的な業績悪化等のリスクを対象者の一般株主の皆様にも負わせる結果となることを回避するためには、本公開買付けの実施を契機として対象者を非公開化し、対象者の株主を公開買付者及びヒューマックスに限定することが合理的かつ最善の方策であると判断したとのことです。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

公開買付者は、対象者の株式を直接所有しておりませんが、公開買付者の発行済株式総数の100%を所有するヒューマックスが、対象者の普通株式20,330,000株（株式所有割合：48.47%）を所有する親会社であり、ヒューマックス及び公開買付者は、対象者に対して取締役及び監査役を派遣しております。このような状況を踏まえ、公開買付者及びヒューマックス並びに対象者は、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っております。

公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）を決定するために、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行なわれていることに鑑みて、対象者の株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移を検討いたしました。それとともに、公開買付者及びヒューマックスが対象者と協議・交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、対象

者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した本公開買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、本公開買付価格を 135 円に決定いたしました。

本公開買付価格 135 円は、対象者の普通株式の東京証券取引所における平成 21 年 11 月 25 日の終値 (88 円) に約 53.4%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間 (平成 21 年 10 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (90 円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。) に 50.0%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間 (平成 21 年 8 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (91 円) に約 48.4%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間 (平成 21 年 5 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (92 円) に約 46.7%のプレミアムを、過去 12 ヶ月間 (平成 20 年 11 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (89 円) に約 51.7%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、公開買付者及びヒューマックスは、両社及び対象者から独立した法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間 (以下、「公開買付期間」といいます。) について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、28 営業日 (なお、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。) 第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に基づき平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受けは、公開買付期間に算入されていない平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日にも行われます。) としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者、ヒューマックス及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

さらに、公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスが、その所有する対象者株式 20,330,000 株 (株式所有割合: 48.47%) を本公開買付けに応募しないことを確約していることに鑑み、ヒューマックス及び対象者以外の対象者株主が平成 21 年 9 月 30 日現在所有している株式数 (21,613,440 株) の過半数に相当する数 (10,806,721 株) の応募がなければ本公開買付けが成立しない水準に買付予定数の下限を設定することにより、対象者の株主の皆様の意思を重視しております。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者が対象者の親会社であるヒューマックスの完全子会社であること、及び公開買付者及びヒューマックスが対象者に対して取締役及び監査役を派遣していることといった状況を踏まえ、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っているとのことです。

まず、対象者は、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社 (以下、「アビーム」といいます。) に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書 (以下、「本株式価値算定書」といいます。) を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのことです (なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書 (フェアネスオピニオン) を取得していないとのこ

とです。)。アビームは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式価値につき分析しており、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比準法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれも本株式価値算定書における対象者の株式価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、アビームはDCF法による算定にあたって、平成22年3月期の業績予想については、平成21年10月9日に対象者が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された売上高102億円、営業利益60百万円を、その後については、先行きの不透明感、下振れ懸念はあるものの、対象者が提出した現行の中期経営計画である「チャレンジ10」の計画値（平成23年3月期売上高120億円、営業利益700百万円、平成24年3月期売上高130億円、営業利益1,000百万円）を前提とし、本取引後のシナジー効果を見込んでいないスタンドアロンベースでの評価を行っているとのことです。本株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では87円から92円、類似会社比準法では34円から63円、DCF法では108円から145円となっているとのことであり、市場株価法では、平成21年11月25日を基準として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の出来高加重平均及び終値単純平均を基に算出しているとのことです。

また、対象者は、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

さらに、対象者取締役会は、平成21年10月28日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者、ヒューマックス及び公開買付者から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立性を有する長政勉氏（三井住友海上火災保険株式会社の執行役員業務監査部長等、三井住友海上きらめき生命保険株式会社専務取締役及び特別顧問等を歴任し、現在対象者社外監査役となっているとのことです。）、金村正比古氏（平成2年に弁護士登録を行い、現在鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業買収・再編等を専門としているとのことです。）及び落合稔氏（公認会計士2次試験合格後、米国系監査法人に勤務し、その後現在の株式会社タカラトミーの専務取締役CFO等を務め、現在明治大学専門職大学院専任教授として、経営戦略会計等を専門としているとのことです。）の3氏を選定したとのことです。上記のとおり長政勉氏が対象者の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買付者、ヒューマックス及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、①本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引により対象者の企業価値が向上するか、②本公開買付けの公正性が確保されているか、及び③本公開買付けが公正な手続を通じて、ヒューマックスを除く対象者株主（以下、「対象者少数株主」といいます。）の利益に配慮されているかを第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、第三者

委員会は、平成21年11月5日より同年11月24日まで合計5回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行ったとのこと。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から本公開買付けの背景、検討状況及び対象者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、アビームが対象者に対して提出した本株式価値算定書を参考にするとともに、アビームから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのこと。第三者委員会は、かかる経緯の下、平成21年11月26日に、対象者取締役会に対して、①本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引は中長期的な対象者の企業価値の向上に資するものであること、②本公開買付け価格は妥当であること、及び③本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引の公正性には特段の疑義はなく、対象者少数株主の利益に配慮されていると判断し、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、その旨の答申を行ったとのこと。

その上で、対象者取締役会は、アビームより取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年11月26日開催の対象者取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするるとともに、ヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、本公開買付け価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのこと。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのこと。また、対象者監査役のうち林瑞禎を除く全員が、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのこと。なお、林瑞禎は、公開買付者及びヒューマックスの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から当該取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には、一切参加していないとのこと。

なお、対象者代表取締役会長の林瑞祥はヒューマックスの代表取締役社長を兼任しており、また、対象者取締役の林瑞峰は公開買付者及びヒューマックスの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのこと。他方、対象者代表取締役社長の林祥隆は、ヒューマックスの非常勤取締役を兼任していますが、公開買付者又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加していないとのこと。また、対象者取締役の林光男は、ヒューマックスの取締役を兼任していますが、林瑞祥及び林瑞峰と比べ、ヒューマックスの代表権を有しない点や公開買付者の役員を兼任していない点で、公開買付者又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する関与の程度は低くなっているとのこと。

平成21年11月26日開催の対象者取締役会においては、法務アドバイザーと協議の上、会社法第369条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、公開買付者又はヒューマックスの取締役を兼務している上記の対象者取締役4名のうち林祥隆及び林光男は、本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引に関する審議及び決議に参加しているとのことですが、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずは秋元巳智雄及び小石哲郎の2名の取締役により審議及び決議を行った上で、林祥隆及び林光男を含む4名の取締役により、あらためて審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのこと。具体的には、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて、まず秋元巳智雄及び小石哲郎

の2名の取締役のみによる審議を経て、その全員一致でこれを承認する決議を行った上で、その後林祥隆及び林光男を含む4名の取締役であらためて審議を行い、その全員一致で承認する決議を行っているとのことです。

但し、対象者取締役会では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、対象者の全取締役及び全監査役に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされているとのことであり、上記の審議及び決議に参加していない取締役及び監査役に対しても、本取引に関連する十分な情報提供はなされているとのことです。

(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、ヒューマックスが現在所有している対象者の普通株式を除く対象者の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、ヒューマックスが現在所有している対象者の普通株式を除く対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記の一連の手続により、対象者少数株主に対して対象者株式を売却する機会を提供しつつ、ヒューマックスが現在所有している対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者及びヒューマックスは、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式全部（但し、自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、並びに上記①乃至③を付議議案に含む株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

なお、本開示日現在、公開買付者及びヒューマックスは、上記の各手続を実施する時期については決定しておりませんが、上記の各手続が実施された場合には、上記の株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式（但し、自己株式を除きます。）は、全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本開示日現在未定ですが、公開買付者及びヒューマックスは、対象者に対して、公開買付者及びヒューマックスが合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）の全部を所有することになるよう、公開買付者及びヒューマックス以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第

172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びヒューマックス以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、対象者を公開買付者及びヒューマックスの完全子会社とすることを予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、対象者及びヒューマックスと協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

(5) 対象者株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の予定 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載したところに従い、公開買付者及びヒューマックスによる対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することは出来ません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスとの間で、平成 21 年 11 月 26 日付でヒューマックスがその所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結しております。

当該契約の概要は以下のとおりであり、ヒューマックスによる本公開買付けへの応募を可能にする条項は、一切含まれておりません。

- ① 公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付けが、公開買付者がヒューマックスの所有に係る対象者普通株式 (20,330,000 株) 及び対象者の所有に係る対象者普通株式を除く対象者普通株式の全てを取得し、ヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図ることにより、ヒューマックスグループ各社の企業価値の向上を図ることを目的とするものであることを相互に確認する。
- ② ヒューマックスは、その所有する対象者株式 (20,330,000 株) を本公開買付けに応募しないことを確約する。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ワンダーテーブル
② 所 在 地	東京都新宿区富久町 13 番 19 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 祥隆
④ 事 業 内 容	飲食店・ホテルの経営、菓子・惣菜の製造販売、不動産賃貸、フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集・加盟店の経営指導等
⑤ 資 本 金	4,280 百万円 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

⑥ 設 立 年 月 日	昭和 21 年 7 月 30 日	
⑦ 大株主及び持株比率	(平成 21 年 9 月 30 日現在)	
	ヒューマックス	48.40%
	株式会社商船三井	13.83%
	林 光華	2.10%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.67%
	林 瑞祥	1.50%
	林 光男	1.33%
	林 瑞峰	1.27%
	林 瑞禎	1.19%
	林 歩蓮	1.07%
	林 光輝	1.02%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありませんが、平成 21 年 11 月 26 日現在、公開買付者の発行済株式総数の 100%を所有するヒューマックスが、対象者の普通株式 20,330,000 株 (株式所有割合：48.47%) を所有しております。	
人 的 関 係	対象者取締役の林瑞祥、林祥隆、林瑞峰、林光男及び監査役である林瑞禎は、公開買付者又は公開買付者の完全親会社であるヒューマックスの取締役を兼任しております。また、対象者営業企画部長の林祥裕は公開買付者の取締役を兼任しております。	
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、記載すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者と同一の親会社をもつ会社であるため、関連当事者に該当します。	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 11 月 27 日 (金曜日) から平成 22 年 1 月 13 日 (水曜日) まで (28 営業日)

(注) 令第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に基づき平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日にも行われます。

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 22 年 1 月 15 日 (金曜日) までとなります

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、135 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付価格を決定するために、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行なわれていることに鑑みて、対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移を検討いたしました。それとともに、公開買付者及びヒューマックスが対象者で行った協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した本公開買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえ、本公

開買付価格を 135 円に決定いたしました。

本公開買付価格 135 円は、対象者の普通株式の東京証券取引所における平成 21 年 11 月 25 日の終値 (88 円) に約 53.4%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間 (平成 21 年 10 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (90 円) に 50.0%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間 (平成 21 年 8 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (91 円) に約 48.4%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間 (平成 21 年 5 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (92 円) に約 46.7%のプレミアムを、過去 12 ヶ月間 (平成 20 年 11 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (89 円) に約 51.7%のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

公開買付者及びヒューマックスは、本公開買付価格を決定するために、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行なわれていることに鑑みて、対象者の株式のおおむね過去 1 年間及び直近の市場価格の推移を検討いたしました。それとともに、公開買付者及びヒューマックスが対象者と協議・交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した本公開買付価格を提示することが相当であるとの判断の下に、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、本公開買付価格を 135 円に決定いたしました。

本公開買付価格 135 円は、対象者の普通株式の東京証券取引所における平成 21 年 11 月 25 日の終値 (88 円) に約 53.4%のプレミアムを、過去 1 ヶ月間 (平成 21 年 10 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (90 円) に 50.0%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間 (平成 21 年 8 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (91 円) に約 48.4%のプレミアムを、過去 6 ヶ月間 (平成 21 年 5 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (92 円) に約 46.7%のプレミアムを、過去 12 ヶ月間 (平成 20 年 11 月 26 日から平成 21 年 11 月 25 日まで) の終値単純平均 (89 円) に約 51.7%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、公開買付者及びヒューマックスは、両社及び対象者から独立した法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、28 営業日 (なお、令第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に基づき平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成 21 年 12 月 29 日及び同 30 日にも行われます。) としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者、ヒューマックス及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

さらに、公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるヒューマックスが、その所有する対象者株式 20,330,000 株 (株式所有割合 : 48.47%) を本公開買付けに応募しないことを確約していることに鑑み、ヒューマックス及び対象者以外の対象者株主が平成 21 年 9 月 30 日現在所有している株式数 (21,613,440 株) の過半数に相当する数 (10,806,721 株) の応募がなければ本公開買付けが成立しない水準に買付予定数の下限を設定することにより、対象者の株主の皆様を重視しております。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者が対象者の親会社であるヒューマックスの完全子会社であること、及び公開買付者及びヒューマックスが対象者に対して取締役及び監査役を派遣していることといった状況を踏まえ、以下のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための配慮を行っているとのことです。

まず、対象者は、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立した第三者算定機関であるアビームに対象者の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書をアビームから取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料にしたとのことです (なお、

対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。アビームは、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式価値につき分析しており、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比準法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれも本株式価値算定書における対象者の株式価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、アビームはDCF法による算定にあたって、平成22年3月期の業績予想については、平成21年10月9日に対象者が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された売上高102億円、営業利益60百万円を、その後については、先行きの不透明感、下振れ懸念はあるものの、対象者が提出した現行の中期経営計画である「チャレンジ10」の計画値（平成23年3月期売上高120億円、営業利益700百万円、平成24年3月期売上高130億円、営業利益1,000百万円）を前提とし、本取引後のシナジー効果を見込んでいないスタンダードベースでの評価を行っているとのことです。本株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値算定結果は、市場株価法では87円から92円、類似会社比準法では34円から63円、DCF法では108円から145円となっているとのことであり、市場株価法では、平成21年11月25日を基準として、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の出来高加重平均及び終値単純平均を基に算出しているとのことです。

また、対象者は、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立した法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けたとのことです。

さらに、対象者取締役会は、平成21年10月28日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者、ヒューマックス及び公開買付者から独立した外部の有識者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者、ヒューマックス及び対象者から独立性を有する長政勉氏（三井住友海上火災保険株式会社の執行役員業務監査部長等、三井住友海上きらめき生命保険株式会社専務取締役及び特別顧問等を歴任し、現在対象者社外監査役となっているとのことです。）、金村正比古氏（平成2年に弁護士登録を行い、現在鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業買収・再編等を専門としているとのことです。）及び落合稔氏（公認会計士2次試験合格後、米国系監査法人に勤務し、その後現在の株式会社タカラトミーの専務取締役CFO等を務め、現在明治大学専門職大学院専任教授として、経営戦略会計等を専門としているとのことです。）の3氏を選定したとのことです。上記のとおり長政勉氏が対象者の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買付者、ヒューマックス及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容の検討する前提として、①本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引により対象者の企業価値が向上するか、②本公開買付価格の公正性が確保されているか、及び③本公開買付けが公正な手続を通じて、対象者少数株主の利益に配慮されているかを第三者委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、第三者委員会は、平成21年11月5日より同年11月24日まで合計5回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記3点に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、対象者から本公開買付けの背景、検討状況及び対象者の本公開買付けについての考え方についての説明を受けており、また、アビームが対象者に対して提出した本株式価値算定書を参考にするとともに、アビームから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、かかる経緯の下、平成21年11月26日に、対象者取締役会に対して、①本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引は中長期的な対象者の企業価値の向上に資するものであること、②本公開買付価格は妥当であること、及び③本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引の公正性には特段の疑義はなく、対象者少数株主の利益に配慮されていると判断し、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、その旨の答申を行ったとのことです。

その上で、対象者取締役会は、アビームより取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 21 年 11 月 26 日開催の対象者取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、本公開買付け価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由より、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者監査役のうち林瑞禎を除く全員が、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、林瑞禎は、公開買付け及びヒューマックスの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から当該取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には、一切参加していないとのことです。

なお、対象者代表取締役会長の林瑞祥はヒューマックスの代表取締役社長を兼任しており、また、対象者取締役の林瑞峰は公開買付け及びヒューマックスの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。他方、対象者代表取締役社長の林祥隆は、ヒューマックスの非常勤取締役を兼任していますが、公開買付け又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する検討・協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者取締役の林光男は、ヒューマックスの取締役を兼任していますが、林瑞祥及び林瑞峰と比べ、ヒューマックスの代表権を有しない点や公開買付けの役員を兼任していない点で、公開買付け又はヒューマックスの立場において本公開買付けに関する関与の程度は低くなっているとのことです。

平成 21 年 11 月 26 日開催の対象者取締役会においては、法務アドバイザーと協議の上、会社法第 369 条の規定に基づく取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、公開買付け又はヒューマックスの取締役を兼務している上記の対象者取締役 4 名のうち林祥隆及び林光男は、本公開買付けを含む対象者の非公開化のための取引に関する審議及び決議に参加しているとのことですが、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずは秋元巳智雄及び小石哲郎の 2 名の取締役により審議及び決議を行った上で、林祥隆及び林光男を含む 4 名の取締役により、あらためて審議及び決議を行うという 2 段階の手続を経ているとのことです。具体的には、上記取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて、まずは秋元巳智雄及び小石哲郎の 2 名の取締役のみによる審議を経て、その全員一致でこれを承認する決議を行った上で、その後林祥隆及び林光男を含む 4 名の取締役であらためて審議を行い、その全員一致で承認する決議を行っているとのことです。

但し、対象者取締役会では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、対象者の全取締役及び全監査役に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされているとのことであり、上記の審議及び決議に参加していない取締役及び監査役に対しても、本取引に関連する十分な情報提供はなされているとのことです。

- ③ 算定機関との関係
該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した買付予定の下限	③ 株式に換算した買付予定の上限
株 券	21,613,440 株	10,806,721 株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株

株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合計	21,613,440株	10,806,721株	一株
(潜在株券等の数の合計)	一株	一株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,806,721株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、対象者の平成21年11月13日提出の第81期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(42,000,000株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数(平成21年9月30日現在56,560株)及び公開買付者との間で平成21年11月26日付で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結している公開買付者の完全親会社であるヒューマックスの所有株式数(20,330,000株)を控除した数となります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	25,323個	(買付け等前における株券等所有割合 60.37%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,613個	(買付け等後における株券等所有割合 51.53%)
対象者の総株主の議決権の数	41,943個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、対象者が所有する自己株式以外の特別関係者の所有株券等のうち、対象者との間で平成21年11月26日付で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結している公開買付者の完全親会社であるヒューマックスの所有株式数(20,330,000株)については、本公開買付けの対象としていないため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、ヒューマックスの所有株式数(20,330,000株)に係る議決権数(20,330個)のみ、分子に加算しておりません。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者との間で平成21年11月26日付で本公開買付けに応募しないことを確約する旨の契約を締結している特別関係者であるヒューマックスの所有株式数(20,330,000株)を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、対象者の平成21年11月13日提出の第81期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(42,000,000株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数(平成21年9月30日現在56,560株)及び対象者との間で本公開買付けに応募しない旨

を合意している特別関係者であるヒューマックスの所有株式数（20,330,000株）を控除した数（21,613,440株）に係る議決権の数となります。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年11月13日提出の第81期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の平成21年11月13日提出の第81期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数（42,000,000株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する平成21年9月30日現在の自己株式数（56,560株）を除いた株式数（41,943,440株）に係る議決権の数（41,943個）として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,918百万円

(注) 買付代金は、買付予定数（21,613,440株）に1株あたりの買付価格135円を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|------------------|-------------------|
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |

(注) 大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成22年1月1日付で商号を「大和証券キャピタル・マーケット株式会社」に変更することを予定しています。本書中において以下同様です。

- ② 決済の開始日
平成22年1月20日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年1月22日（金曜日）となります。

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

- ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,806,721株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,806,721株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付け代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付け応募申込受付け票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。ま

た、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年11月27日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、アビームより取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申及びその他関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、平成 21 年 11 月 26 日開催の対象者取締役会において、厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくためには、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能にするとともに、ヒューマックスグループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行いヒューマックスグループ全体の経営の最適化を図っていくことが、有効な方策であるとの結論に至り、本公開買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

平成 21 年 11 月 26 日付対象者公表の「平成 22 年 3 月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、平成 21 年 11 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、(i) 平成 22 年 3 月期の配当予想を修正し、平成 22 年 3 月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、(ii) 株主優待制度を廃止することをあわせて決議したとのことです。

以 上